一九世紀末から二〇世紀初頭のイタリア女性運動

勝田由美

序

一八六一年のイタリア統一後、女性運動は統一国家の民主化を求める共和主義・急進主義運動の中で育まれていった。北部の中小ブルジョアの女性を中心とするこの運動は、民法の改正や女性の高等教育拡充などの要求を掲げ、女性の解放をイタリアの民主化と不可分の問題として追求した。一九世紀後半を通じて労働者の組織化が進み、社会主義思想が広まる中で、女性運動は労働者階級との連帯を模索すると同時に、階級問題に対する女性問題の固有性を認識していく。一八八一年、アンナ・マリア・モッツォーニが設立した「女性の利益推進同盟」(Lega promotrice degli interessi femminili)は、イタリアで最初の女性による政治組織であり、参政権をはじめとする女性の市民的な権利獲得をめざすとともに、女性労働者の生活や労働条件の改善にも目を向けていた。(1) この同盟の設立により、イタリア女性運動は、既成の政治勢力から自立した運動として自己主張しはじめた。

こうして一八九〇年代に入ると、ミラノ、トリノをはじめとする各地の「女性の利益保護同盟」(Lega per la tutela degli interessi femminili)、ローマを中心とする「女性のための協会」(Associazione per la Donna)、ミラノを中心とする「女性連合」(Unione femminile)など、全国に数々の女性運動組織が設立される。一方、一八九一年に信徒の政治参加を公認したカトリック教会、一八九二年に設立されたイタリア社会党は、それぞれの立場から女性信徒・女性労働者の組織化に着手していた。こうした中で、新たに設立された諸組織は、党派や宗教から自立し、政治的・宗教的信条の差異を越えたすべての女性による運動として、女性運動を追求していったのである。(2)

一九世紀末に設立された女性運動の諸組織は、中産階級の女性を担い手とし、権利の獲得を重視する従来の運動に対して、女性の労働に関わる具体的な問題の解決や、女性労働者に対する教育・福祉活動の実践を重視していた。そして、イタリア女性運動は、こうした組織の活動を通じてこそそれまでにない全国的な広がりを獲得していったのである。本稿では、一九世紀末から二〇世紀の初頭にかけて設立されたこれらの女性運動組織の活動と思想を概観し、その意義を考察してみたい。

一　諸組織の活動

（一）「女性の利益保護同盟」(Lega per la tutela degli interessi femminili)

一八九二年に設立されたイタリア社会党の綱領は、「男女労働者は等しく資本の搾取からの解放をめざす」とし、女性を女性労働者という対資本闘争の戦力としてのみ問題として、女性に固有の問題を認めていなかった。(3)「女性の利益保護同盟」(以下「同盟」と略記)は、こうした社会党の姿勢に飽き足りない女性党員やシンパが設立した、党とは独立の女性運動団体である。(4) 一八九三年、「同盟」は、社会党員でもある二人の女性教員リンダ・マルナーティとカルロッタ・クレーリチ、モッツォーニの「女性の利益推進同盟」のメンバーであった急進主義者パオリーナ・スキッフらにより、最初にミラノで設立された。翌一八九四年には、後に社会党員ともなる女性教員エミリア・マリアーニにより、トリノの「同盟」が設立された。このトリノの「同盟」は、翌一八九五年にかけてヴェネチア、ローマ、ナポ

り、パレルモの「同盟」設立を支援し、また各地の「同盟」間の連絡・協力関係の強化をめざして雑誌『ヴィータ・フェミニーレ』を発行した。さらに「同盟」は一八九七年にはフィレンツェにもつくられ、イタリア北部ではパヴィアをはじめ中小都市にも広がっていった。

「同盟」の活動は地域ごとに異っている。最も活発であったトリノの「同盟」は、各地の「同盟」との連絡のもとに、女性電信通信員の低賃金や結婚退職制に対する反対運動、男女教員の全国的組織化の援助や女性教員の給与を男性と同一に引き上げる運動、女性事務員のストライキ支援、などに全国レベルで取り組んだ。一方、ミラノの「同盟」では、設立者のマルナーティやクレーリチが社会党員として教育・福祉活動に携わっていたこともあって、主に労働者を対象とした人民学校や連続講座の開設を行った。フィレンツェの「同盟」には、地域の伝統産業であるわら編み工芸に従事する女性労働者も加わっており、子供を持つ女性労働者のために相互扶助制度が設けられた。こうした労働運動・社会活動の他、各地の「同盟」は、民法上の権利など、女性の法的権利に関する講演や連続講座を開催し、人々の意識を喚起しようと努めた。(5)

（二）「女性連合」(Unione femminile)

一八九九年にミラノで設立された「女性連合」は、女性労働者の具体的な問題に実践的に対処することを目的とする組織であった。(6) 設立者のエルシリア・マイニョ・ブロンツィーニは、没落商人の家庭に生まれ、後に社会党代議士となる弁護士ルイジ・マイニョと結婚した。マイニョは、産科診療所のボランティアや相互扶助協会連合の運営に携わる中で女性労働者の実情に触れ、女性労働者の解放のために諸団体(7)が協力しあう必要性を痛感して、「女性連合」設立に至った。「女性連合」は、一九〇一年には二五〇人の個人会員との三〇〇〇人の加盟諸団体（相互扶助協会など）の所属者を数えるまでに成長し、ミラノを中心に様々な活動を展開するようになった。

たとえば、貧しい人々に行政利用の便宜をはかる相

談所「案内・援助局」(Ufficio di indicazioni e assistenza) の設置、非宗教の精神に基づいた児童保護施設や看護婦養成講座の開設、労働者の賃金や労働条件・住居や家庭生活に関する調査の実施、家事使用人のための職業安定所の設置、女性や労働者の法的権利のための講演会や連続講座の開催、女性労働者に対する相互扶助協会・協同組合組織化の支援など、その活動は極めて多岐にわたっていた。また、「女性連合」は大都市を中心に全国に広がり、一九〇五年にはミラノを中心に「全国女性連合」(Unione femminile Nazionale) として組織されている。

こうした「女性連合」の福祉・厚生活動は、従来の慈善活動とは異なり、女性労働者が政治的・市民的な権利意識に目覚め、個人として人格を確立することを意図して行われたものであった。従来の慈善活動との違いは、その売春反対運動にも表れている。(8) カトリック系の組織による運動が売春を道徳的に非難し、売春婦に対してもその罪の自覚を通して魂の救済を図ろうとするものであったのに対し、「女性連合」は、売春を生み出す社会の構造そのものを問題とし、教育の場で性や女性の人格に対する知識を普及させるなど、人々の意識変革による売春の防止をめざした。また、マイニョは、「女性連合」の協力を得て売春婦や貧しい女性のための施設、「マリウッチャ園」を創設し、一般教養の習得や職業教育・家庭教育を通じて彼女たちが売春の道に陥るのを防ごうとした。

（三）「女性のための協会」(Societa per la Donna) と「全国イタリア女性委員会」(Consiglio Nazionale delle Donne Italiane)

その他の代表的な組織には、「女性のための協会」（以下「協会」と略記）がある。(9) これは一八九七年にローマで設立され、後にマントヴァ、ピサ、ナポリなどに広がって、一九〇七年には、「女性のための全国協会」(Associazione Nazionale per la Donna) として組織された。これも民法の改正や離婚の権利などに対する宣伝活動を行う一方、衛生講習の実施や図書館の設置などを通じて女性労働者の教育・啓蒙活動に携わ

る組織であった。ローマの「協会」には、先述のモッツォーニや教育学者マリア・モンテッソーリ、小説家シビッラ・アレラーモも加わっている。

一九〇一年にローマで設立された「女性活動団体連盟」(Federazione delle Opere di Attivita femminile)も、労働者向けの図書館設置などの教育・啓蒙活動を行った。「全国イタリア女性委員会」は、この組織を中心に、ワシントンに本部を置く「国際女性委員会」(International Counsil of Woman)のイタリア支部として一九〇三年につくられたものである。この委員会は国際会議への代表派遣や、後述する全国イタリア女性会議の開催を行なったが、伯爵夫人ガブリエラ・スポレッティ・ラスポーニが代表者であることからもうかがえるように、貴族の女性が名を連ねる保守的な団体であった。

二　運動の担い手と解放思想

第一章で述べた諸組織の性格は一様ではないが、その担い手の大半は中産階級の女性であった。ただし、それまでの女性運動と異なるのは、そこに教員・事務員・電信電話交換手などの勤労女性が含まれていたことである。[10] 正確な割合はつかめないが、特に「同盟」のメンバーは、大半がこうした新しい職種に従事する女性であった。中産階級女性が職業に従事するという事態は、まさに世紀末に出現した新しい現象である。一九〇一年の国勢調査によれば、当時の女性就労人口は約五〇〇万人、そのうち約三〇〇万人は農民または農業労働者で、電信・電話通信員は三〇〇〇人、事務員は一六九、二七八人にすぎず、一方、女性工場労働者は繊維・衣料部門を中心に七二六、九四四人存在する。女性教員については、一九一〇年の記録で六二、六四三人（男性教員は三四、三四六人）が存在したという。この数字を見てもわかるように、中産階級女性はまだ女性労働のほんの一部を担っていたにすぎなかったし、非識字者がなお国民の半数近くに達する中で、彼女たちは中等以上の教育を受け、一般の女性労働者よりも高賃金を得ていた。[11] しかし、こうした女性たちは、自ら労働に従事し、生計を立てている点で、自身

の立場をブルジョアよりもむしろプロレタリアートに近いものとして受けとめていた。そして、同一の労働に対してほぼ半分という男女間の賃金格差、結婚や出産に対する休暇・給与保障の欠如、昇進可能性の欠如、男性同僚からの敵視や性的いやがらせなど、労働現場において女性であるがゆえに被る問題を通して、彼女たちは、階級を越えて共通した女性の状況を認識していったのである。さらに、こうした中産階級の勤労女性の状況は、労働に従事しないものも含めたすべての中産階級女性にとって、下層の女性労働者に対する具体的な関心を呼び起こす契機として作用したものと思われる。

「女性連合」などに見られる社会活動の重視は、こうした中産階級女性の意識と無関係ではない。マイニョは、権利の獲得を中心とする従来の女性運動を「ブルジョア女性の理論的闘争」であったとし、「女性労働者たちに実践的な活動方針を与えることもその力を結合することもできなかった」、と批判している。[12] マイニョは、自身の運動を「ブルジョア」よりも「労働者」女性の立場にたつものとし、社会活動を、女性労働者の意識向上や女性間の連帯を実現するための実践的な手段として位置づけていたのである。さらに、その活動は無党派・非宗教の精神にもとづいて行われなければならなかった。トリノの「女性の利益保護同盟」の活動家マリアーニの「フェミニズムはあらゆる宗教的信条や政治的党派とは無縁の、それらを越えた問題である」という言葉[13]や、「女性連合」の綱領における「（「女性連合」は）その政治的・宗教的性格の相違にかかわらず」女性諸団体の拠点として機能する、という位置づけには、それがはっきりと表れている。[14]

このように、新しい女性運動の担い手たちは、政治的・宗教的な信念よりもさらに普遍的な原理に基づくものとして女性の運動をとらえていた。その原理は、やがて女性特有の精神性として意識されていく。たとえばマイニョは、従来の女性運動の「平等」主義を批判し、自身の運動を社会や人類と調和する形でのしかるべき「対等」性をめざすものとして位置づけている。[15] マイニョのいう「対等」性（equivalenza）とは、男女

の差異を認めない「平等」性（ugualianza）に対し、男女の違いを認識したうえで女性を自由な人格として認めようとする考え方であった。この男女の差異を基礎づけるものは女性に共通の「母性の喜び、不安、苦悩」であり、これこそが女性の同志的結合の基盤であるとされる。こうした女性的特質の強調は、他の活動家にも見られ、「女性連合」の同人であるカルメーラ・バリチェッリも、女性運動は決して「愛情深い母や恋する花嫁、愛らしい少女」の「女性らしさ」を破壊することはない、と述べている。[16]

こうした「母性」や「女性らしさ」は、単に伝統的な女性の役割を意味するものではなく、自立した人格を持つ、むしろ未来の理想として考えられていた。若き女性社会党員マリア・パッセリーニは、「同盟」や「女性連合」のメンバーが編集する『アレアンツァ』誌で、女性は「押しつけられた受け身の母性」から自由になり、「自身が意識し、求める母性」のみを受け入れるべきだ、と述べている。[17] そして、マリアーニが、「教養があり、自由で、自身の行為に責任を持てる」女性は「より進歩的な、まとまりのある家庭」にこそ存在する、と述べているように、[18] この新しい女性像は、家庭の変革によって実現されるものであった。「同盟」の機関誌『ヴィータ・フェミニーレ』やマイニョの発行する『女性連合』誌で、婚外子の親権や既婚女性の法的権利などの民法にかかわる問題が繰り返し論じられているのはこのためである。[19]

このように、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけてのイタリア女性運動は、労働に進出しはじめた中産階級女性を担い手としながら、あらゆる階層の女性の連帯を掲げる運動であった。またそこでは、女性の解放は、新しい家庭を基盤とした女性本来の「母性的」特質の発揮としてとらえられていた。諸組織が展開した広汎な社会活動は、こうした意味での女性の精神的自立を促し、女性の連帯を実現する手段であった。

三　理想と現実の矛盾

しかし、政治的・宗教的信条の違いを越えた女性の連帯という理想は、運動が現実に展開される中で[20]その

矛盾を明らかにしていく。特に重要な事件は、一九〇八年の女性会議におけるカトリック系グループの分裂、一九一〇年の女性参政権をめぐる社会党員の脱退である。

一九〇八年四月、ローマで「全国イタリア女性委員会」の主催により、イタリア初の全国的女性会議が開かれた。[21] ここには、女性労働者組織の代表、外国からの派遣、カトリック系グループの代表も含め、今までに述べてきた諸組織にかかわっている急進・共和主義や社会主義のシンパを中心に、一四〇〇人もの女性が集まった。会議では教育、民法、労働、社会福祉、参政権などの問題が論じられたが、会期三日めに至ってミラノの「女性の利益保護同盟」の代表マルナーティが学校における宗教教育に反対を表明し、カトリック系グループがこれに反発して、会議は混乱した。最終的にはマルナーティの議案が採択されたが、この後カトリック系の女性運動グループは非宗教を唱える団体と行動を共にすることはなく、宗派内での運動に専念するようになる。

一方、女性参政権要求運動は、一九〇四年、急進派議員ミラベッリによる下院への男女普通選挙法案提出に端を発する。[22] 翌一九〇五年から一九〇六年にかけて、「女性の利益保護同盟」や「女性連合」、「女性のための協会」は、各々機関紙で知識人・読者の意識調査等に取り組み、各地で協力して「参政権推進委員会」（Comitato pro-suffraggio）を組織した。この「参政権推進委員会」は、国政選挙の候補者名簿に女性を挿入するよう各都市の控訴院に働きかけるなど、さまざまなプロパガンダを展開したが、一九一〇年、女性の投票は保守勢力を利するとして社会党が女性参政権に反対したために、各地の委員会から社会党の女性党員が脱会し、運動は後退する。この時、特にマルナーティやクレーリチといった中心メンバーを欠いたミラノの委員会は壊滅状態となった。

運動の理想と現実の矛盾は、カトリック系組織や社会党との関係だけにおいて現れただけではなかった。まず、参政権運動においては、諸組織間の連絡不足も露呈した。一九〇六年から一九〇七年にかけて、「女

性連合」は女性参政権を求める請願運動を組織し、労働諸団体を通じて数ヵ月で一万人の署名を集めることに成功したが、一九〇七年に入ってローマの「女性のための協会」が独自の請願運動を開始するに至り、運動の混乱を危惧した「女性連合」は自身の運動を中断しなければならなくなった。[23] そのうえ、運動の核となる活動家は最後まで中産階級に限られていた。「女性連合」などがその社会活動や署名活動において発揮した組織力は、専ら労働会議所や相互扶助組合、協同組合などの労働者組織を通じた結果であり、それは必ずしも組織された女性労働者一人一人の意識を喚起することにつながらなかった。『ヴィータ・フェミニーレ』『女性連合』などの女性運動の機関誌の書き手や購読者は、ほとんどが教育程度の高い中産階級の男女であった。一九一三年には全ロンバルディア州の「参政権推進委員会」に一九〇人の会員がいたが、[24] そのうち女性労働者は五名だけである。

終わりに

ピエローニ・ボルトロッティは、本稿で取り上げた一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての女性運動の新しい動きに対し、きわめて否定的な立場から、「ブルジョア的」な運動という評価を下している。[25] 彼女は、新しい女性運動が教育・福祉活動を「過度に」重視して理論や政治的課題を軽視したとする。そしてその結果、一九世紀後半のイタリア女性運動が民主主義と社会主義が未分化な中で示した「すべての階層の女性の連帯」という方向性は、世紀末においては階級運動と一線を画した「政治的匿名性」の口実にすぎなくなったという。さらに、新しい女性運動は、女性の家庭役割を評価することによって、かつてモッツォーニなどが断固として主張した、権利としての女性の労働を軽視したと批判する。

このように、世紀末以降のイタリア女性運動を過去の運動の穏健化・保守化とする見方に対し、本稿が主に参照したブッタフォーコの研究は、その具体的な活

動を丹念にあとづけ、諸組織が携わった社会活動の成果に一定の評価を与えている。[26] 彼女が言うとおり、世紀末以降のイタリア女性運動が、社会活動の展開を通じてそれまでの女性運動をはるかに凌ぐ組織力を発揮したことは事実であるといえよう。今までに見てきたことからもうかがえるように、モッツォーニが先駆的に試みた女性自身が担い手となる組織、あらゆる階層の女性がそこにおいて結びつくような組織は、二〇世紀の初頭になって初めて全国的な広がりを持つに至ったといえる。たしかにそこでは女性の精神的特質や家庭役割が重視されたが、その賞揚された女性像は、伝統的な役割の追認ではなく目指すべき理想であったこと、またその限りにおいて、「人格的自立」という当時からすれば革新的な要素を含む女性像であったことを見逃してはならないであろう。

しかし、ピエローニ・ボルトロッティとブッタフォーコの両者が指摘しているように、世紀末以降のイタリア女性運動は広範な社会活動を展開する一方、それを参政権などの政治的な課題に対する取り組みと結びつける理論的な考察を軽視し、その結果、政治的な課題に対しては十分な組織力を発揮しえなかった。さらに、その女性的特質の賞揚は第一次大戦を経て国家主義へと接近し、ファシズムを受け入れるに至る。[27] こうした、二〇世紀初頭のイタリア女性運動の国家主義への接近やファシズムとの関係に対しては、当時のイタリアの政治的・経済的、社会的文脈の中で考察することが必要であろう。

（1）Anna Maria Mozzoni (1837-1920) については、拙稿「イタリア女性運動のパイオニア、〈アンナ・マリア・モッツォーニ〉」（『日伊文化研究』第三一号、一九九三年。）を参照のこと。

（2）一九世紀末期から二〇世紀初頭にかけてのイタリア女性運動を全般的にとりあげた文献は、F. Pieroni Bortolotti, *Socialismo e questione femminile in Italia 1892-1992*, Milano, Mazzotta, 1974; A. Buttafuoco, Condizione della donna e movimento di emancipazione femminile, in AA. VV., *Storia della società italiana vol. 20, L' Italia di Giolitti*, Milano, Teti, 1986; A. Buttafuoco, *Cronache femminili*:

temi e momenti della stampa emancipazionista in Italia dall' unità al fascismo, Arezzo, Dip. di studi storico-sociali e filosofici dell' Universita di Siena, 1988. などである。また、本稿でとりあげる女性活動家の生い立ちに関しては、F. Andreucci, T. Detti, *Il movimento operaio italiano. Dizionario biografico 1853-1943*, Roma, Riuniti, 1975, 6 vol. を参照のこと。なお、この頃の女性運動は、社会活動を重視したことから、「実践的フェミニズム」(femminismo pratico) と呼ばれたという。(F. Pieroni Bortolotti, op. cit., p. 41; A. Buttafuoco, La filantropia come politica. Esperienze dell' emancipazionimo italiano dell' novecento. in *Ragnatele di rapporti : patronage di relazione nella storia della donna*, Torino, Rosenberg & Sellier, 1988, p. 167.)

(3) F. Pieroni Bortolotti, Appunti sulla questione femminile nella storia del PSI, *Rivista storica del socialismo*, n. 19, 1963.

(4) 「同盟」は、明らかにモッツォーニの「女性の利益推進同盟」を意識した試みである。その活動については F. Pieroni Bortolotti, op. cit., pp. 36-57. を参照のこと。また、各地の「同盟」は、一八九八年のミラノ暴動の際、社会党や労働会議所との関係を追及されて政府より解散を命じられ、二〇世紀に入って再建される。

(5) 当時のイタリア民法では婚外子の父親探索は禁じられ、また既婚女性は夫の許可なく贈与・譲渡・抵当権の設定などの法的行為をなすことができなかった。詳細は、P. Ungari, *Il diritto di famiglia in Italia*, Bologna, Mulino, 1970, pp. 139-141.

(6) 「女性連合」とその設立者 Ersilia Majno Bronzini (1859-1933) については、A. Buttafuoco, Solidarieta, emancipazionismo, cooperazione : dall' associazione generale delle operaie all' Unione femminile nazionale, in AA. VV., *L' audacia insolente : la cooperazione femminile 1886-1986*, Venezia, Marsilio, 1986. が最もまとまっている。

(7) 相互扶助協会（会費の積みたてを通じて会員に疾病・失業時の給付を行う組合の原初的形態）、労働会議所（元来は労働者自身の運営する職業安定所として設立されたものだが、労働者の組織化の支援や、労働諸組織間の連絡にも携わる）、協同組合などである。

(8) M. Gibson, *Prostitution and the State in Italy 1860-1915*, Rutgers University Press, 1986. pp. 71-84; A. Buttafuoco, *Le Mariuccine, storia di un' istituzione laica l' asilo Mariuccia*, Milano, Franco

Angeli, 1986.

(9) この二つの組織については *Buttafuoco* の諸文献に散見されるが、詳しい活動は明らかではない。

(10) 二〇世紀初頭の女性労働については、S. Puccini, condizione della donna e questione femminile (1892-1922), in *La questione femminile in Italia dall' 900 ad oggi*, Milano, Franco Angeli, 1979. を、1901年の国勢調査については、G. Procacci, *La lotta di classe in Italia agli inizi del secolo XX*, Roma, Riuniti, 1ed., II ris., 1972, pp. 9-14. を参照のこと。

(11) 一九〇〇年代初頭には、繊維女工の日給が平均一～一・二リラであるのに対し、女性教師や女性事務員は月給四〇～六〇リラであった。(S. Puccini, cit., p. 14, p. 24.)

(12) F. Pieroni Bortolotti, *Socialismo e questione femminile*, cit., p. 25.

(13) A. Buttafuoco, Condizione della donna e movimento di emancipazione femminile, cit., p. 155.

(14) A. Buttafuoco, Solidarieta, emancipazionismo, cooperazione, cit., p. 97.

(15) A. Buttafuoco, *Cronache femminili*, cit., p. 146., A. Buttafuoco, Dalla redazione dell' "Unione femminile" (1901-1905), in *Nuova donna woman femme*, 1982, n. 21. 当時の女性運動における ugualianza/equivalenza の区別については R. De Longis, Scienza come politica, "Vita femminile" 1895-1897, in *Nuova donna woman femme*, 1982, n. 21. でも論じられている。

(16) A. Buttafuoco, 《Sprezza chi ride》. Politica e cultura nei periodici del movimento di emancipazione in Italia, in *Nuova donna woman femme*, 1982, n. 21, p. 18.

(17) A. Buttafuoco, *Cronache femminili*, cit., pp. 119-120.

(18) A. Buttafuoco, 《Sprezza chi ride》, cit., p. 18.

(19) 世紀末における女性運動の重要課題は、こうした民法上の権利や女性労働者の保護、男女労働者の同一賃金であった。後述のように一九〇五年頃からは参政権運動が盛んとなるが、民法の問題に対する関心が薄らぐことはなかった。(A. Buttafuoco, *Cronache femminili*, cit., pp. 178-179, p. 234. n.)

(20) 紙数の都合上本稿では触れないが、この頃女性運動の重要課題のひとつに、一九〇二年にカルカノ法として成立した女性労働者の保護立法がある。詳細は、拙稿「イタリアにおける女性労働者の保護立法(1883-1902)」(『イタリア学会誌』第四二号。) を参照のこと。

(21) A. Buttafuoco, Condizione delle donna e movimento di emancipazione femminile, cit., pp. 173-180.

(22) 女性参政権運動に関しては，*Cronache femminili*, cit., pp. 177-249. が詳しい。なお，イタリアで男性普通選挙が成立するのは一九一二年だが，女性が選挙権を得るのは一九四六年のことである。

(23) Ibidem., pp. 201-208.

(24) Ibidem., p. 233.

(25) F. Pieroni Bortolotti, *Socialismo e questione femminile*, cit., pp. 23-26.

(26) ピエローニ・ボルトロッティとの相違は特に，A. Buttafuoco, *Cronache femminili*, cit., pp. 9-18. に明らかである。

(27) Ibidem., pp. 251-285; M. Pia Bigaran, Mutamenti dell' emancipazionismo alla vigilia della grande guerra, in *Memoria*, 1982, n. 4.

（一橋大学大学院博士課程）